

- 病氣、為~~レ~~不得已人認~~レ~~退職也。其
 元~~レ~~ハ~~レ~~勤続6ヶ月以上者。同前。
 ○前二号以外ノ理由~~レ~~依~~レ~~退職スル
 者~~レ~~ハ~~レ~~勤続6ヶ月以上者~~レ~~ハ~~レ~~前項
 ノ半額ヲ支給ス。
- 4. 左ノ通~~リ~~日給ヲ増加スルヲ。
 男工. 日給2円以下..... 24銭.
 " 2円50銭以下..... 20銭.
 " 3円以下..... 14銭.
 女工. 1円以下..... 30銭.
 1円1銭以上..... 24銭.
- 5. 「創立二十五年祝^圖」, 慈善性~~レ~~並~~レ~~
 分配~~法~~ヲ明示スルヲ。

- 6. 病氣欠勤場合、左ノ手当ヲ支給ス。
 欠勤30日以内、日給ノ半額。
 " 31日以上70日以内、日給半日
 分額ヲ支給。
- 7. 加~~召~~場合、在服務期間日給半日
 分額ヲ支給スルヲ。
- 8. 「ラニク」~~等~~他ノ危険防止ノ設備ヲ完
 全ニスルヲ。
- 9. 右要~~求~~條項~~ニ~~対スル~~レ~~因~~テ~~期限~~ハ~~。
 大正十年七月十五日正午トス。